

報 酬 規 程

(目 的)

第 1 条 この規程は、定款第 16 条に規定する役員及び第 5 条に規定する評議員、第 6 条に規定する評議員選任・解任委員会、並びに苦情処理規程第 18 条に規定する第 3 者委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

(報酬及び費用弁償)

第 2 条 役員等の報酬及び交通費は、次の各号に掲げる事由に対し支給する。

- (1) 理事会、評議員会、監査への出席
- (2) 行政機関が実施する監査等の立会
- (3) 出張以外の研修会・講習会等への出席
- (4) 評議員選任・解任委員会への出席
- (5) 苦情処理に関する相談・助言・処理
- (6) その他、理事長が特に必要と認めた事由

2 報酬並びに交通品の額は、別表第 1 のとおりとする。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第 3 条 報酬並びに費用弁償の支給は、次のとおりとする。

- (1) 理事及び評議員又は監事、評議員選任・解任委員会に対しては、理事会及び評議員会若しくは監査、評議員選任・解任委員会実施当日終了後に、直接、現金で支払うものとする。
- (2) 第 3 者委員に対しては、当該苦情処理が終了した時点で、直接、現金で支払うものとする。
- (3) 出張以外の研修会等に出席する場合は、研修会等実施当日に、直接、現金で支払うものとする。

2 理事及び評議員選任・解任委員会の職にある職員には、この規程に定める報酬及び費用弁償を行わないものとする。

(報酬及び費用弁償額の変更)

第 4 条 報酬並びに費用弁償の額は、評議員会の議決を得て変更することができる。

- 2 役員等のうち、理事及び評議員又は監事、評議員選任・解任委員会の報酬並びに費用弁償額の変更は、変更施行日以後の最初の理事会及び評議員会又は監査、評議員選任・解任委員会からとする。
- 3 役員のうち第 3 者委員の報酬並びに費用弁償額の変更は、変更施行日以後の最初の受付苦情処理からとする。
- 4 変更施行日前に受け付けし、施行日以後に処理を完了した場合の報酬及び費用弁償の額は、

変更前の額とする。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。

附 則

1. この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。

別表第1

報 酬 額 表

区 分	支 給 額
理 事	1回につき 7,000円
評 議 員	1回につき 7,000円
監 事	1回につき 10,000円
評議員選任・ 解任委員会	1回につき 7,000円
第3者委員	1件につき 7,000円